

第68号議案

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年9月2日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

地方公務員法(昭和25年法律第261号)の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の
一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成14年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。